

令和8年度

群馬県公立高等学校入学者選抜実施要項

群馬県教育委員会
前橋市教委員会
高崎市教委員会
桐生市教委員会
太田市教委員会

利根沼田学校組合教育委員会

第12 海外帰国者入学者選抜

日本国籍を有する海外帰国者のうち、県内に居住又は居住を予定する者が、全日制課程選抜、フレックススクール選抜、定時制課程選抜及び連携型選抜を受検する場合は、海外帰国者入学者選抜によることができる。

1 募集定員

定員は特に設けず、当該学科等の募集定員に含めるものとする。ただし、志願者数が募集定員を超える場合は、弾力的に扱うことができるものとする。

2 応募資格

次の(1)及び(2)に該当する者とする。ただし、保護者が勤務の都合で引き続き海外にとどまる場合、身元引受人は県内居住者とする。

(1) 県内に居住又は居住予定で、次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 保護者の海外勤務等に伴う帰国者にあっては、原則として、海外での生活が2年以上で、令和6年4月1日

以降に帰国した者

イ 中国等の海外から、原則として令和5年4月1日以降に、永住するために引き揚げてきた者の子

(2) 次のア～エのいずれかに該当する者

ア 中学校等を卒業した者又は令和8年3月に中学校等を卒業見込みの者

イ 外国において学校教育における9年の課程を修了した者又は令和8年3月までに修了見込みの者

ウ 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者又は令和8年3月までに修了見込みの者

エ 中学校卒業程度認定試験に合格した者

3 出願の制限

志願する選抜における「出願の制限」に準ずる。

4 出願手続

志願する選抜における「出願手続」に準ずる。ただし、志願者は、出願期間又はそれ以前に、「海外帰国者入学者選抜申請書」（様式3、26ページ）及び「帰国後の居住地を確認することができる書類」（出願時に海外に居住している場合のみ提出するものとし、様式は特に定めない。）を志願先高等学校長に提出する。

なお、応募資格の(2)のイに該当する者にあっては、「当該課程を修了又は修了見込みであることを証明する書類（成績等を含むもの）」の提出をもって、(2)のエに該当する者にあっては、中学校卒業程度認定試験の「認定証明書及び調査書（いずれも文部科学大臣が交付する。）」の写しの提出をもって、調査書の提出に代えることができる。

5 志願先の変更

志願する選抜における「志願先の変更」に準ずる。

6 志願の辞退

志願する選抜における「志願の辞退」に準ずる。

7 検査（学力検査等）

全日制課程選抜における検査は、「第3 全日制課程選抜 6 検査（学力検査等）」（3ページ～）に準ずる。ただし、学力検査を実施する教科は、「国語」、「数学」及び「英語」とし、別室にて、「社会」に替えて「作文」（内容等については高等学校長が定める。）及び「理科」に替えて「面接」を実施する。

フレックススクール選抜及び定時制課程選抜における検査については、高等学校長が定めるものとする。

8 選抜方法

志願する選抜における「選抜方法」に準ずる。ただし、全日制課程選抜においては、高等学校長は、前記「7 検査（学力検査等）」に示す「作文」及び「面接」の結果を十分に配慮して選抜を行うものとする。

9 選抜結果の発表

志願する選抜における「選抜結果の発表」に準ずる。

第13 外国人生徒等入学者選抜

外国人生徒等⁸のうち、県内に居住又は居住を予定する者が、全日制課程選抜、フレックススクール選抜、定時制課程選抜及び連携型選抜を受検する場合は、外国人生徒等入学者選抜によることができる。

⁸ 外国人生徒等とは、外国籍を有する者又は国籍に関わらず日本語以外の言語文化を持つ者とする。

1 募集定員

定員は特に設けず、当該学科等の募集定員に含めるものとする。ただし、志願者数が募集定員を超える場合は、弾力的に扱うことができるものとする。

2 応募資格

次の(1)及び(2)に該当する者とする。

(1) 県内に居住又は居住予定で、次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 外国籍を有する者にあっては、令和8年2月1日現在、入国後の在留期間が通算で6年以内の者

イ 日本語以外の言語文化を持ち、中学校等において出願時に日本語の習得に係る個別の指導を受けている者若しくは日本語の習得に係る個別の指導が必要であると中学校長等又は県教育委員会が認めた者

(2) 次のア～エのいずれかに該当する者

ア 中学校等を卒業した者又は令和8年3月に中学校等を卒業見込みの者

イ 外国において学校教育における9年の課程を修了した者又は令和8年3月までに修了見込みの者

ウ 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者又は令和8年3月までに修了見込みの者

エ 中学校卒業程度認定試験に合格した者

3 出願の制限

志願する選抜における「出願の制限」に準ずる。

4 出願手続

志願する選抜における「出願手続」に準ずる。ただし、志願者は、出願期間又はそれ以前に、「外国人生徒等入学者選抜申請書」（様式4、27ページ）及び「来日後の居住地を確認することができる書類」（出願時に海外に居住している場合のみ提出するものとし、様式は特に定めない。）を志願先高等学校長に提出する。

なお、応募資格の(2)のイに該当する者にあっては、「当該課程を修了又は修了見込みであることを証明する書類（成績等を含むもの）」の提出をもって、(2)のエに該当する者にあっては、中学校卒業程度認定試験の「認定証明書及び調査書（いずれも文部科学大臣が交付する。）」の写しの提出をもって、調査書の提出に代えることができる。

5 志願先の変更

志願する選抜における「志願先の変更」に準ずる。

6 志願の辞退

志願する選抜における「志願の辞退」に準ずる。

7 検査（学力検査等）

全日制課程選抜における検査は、「第3 全日制課程選抜 6 検査（学力検査等）」（3ページ～）に準ずる。ただし、学力検査を実施する教科は、「数学」及び「英語」とし、別室にて、「国語」に替えて「作文」（日本語によるものとし、内容等については高等学校長が定める。）、「社会」及び「理科」に替えて「面接」（原則として日本語によるものとし、英語を併用する場合もある。）を実施する。

フレックススクール選抜及び定時制課程選抜における検査については、高等学校長が定めるものとする。

8 選抜方法

志願する選抜における「選抜方法」に準ずる。ただし、全日制課程選抜においては、高等学校長は、前記「7 検査（学力検査等）」に示す「作文」及び「面接」の結果を十分に配慮して選抜を行うものとする。

9 選抜結果の発表

志願する選抜における「選抜結果の発表」に準ずる。